### 昭和五十八年政令第十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令

内閣は、船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二条第三項第一号及び第二号、第十八条並びに第二十九条の四の規定に基づき、この政令を制定する。 (運航士の職務)

**第一条** 船舶職員及び小型船舶操縦者法(以下「法」という。)第二条第三項第一号の航海士の行う船舶の運航に関する職務のうち政令で定めるものは、次に掲げる職務とする。 絡、火災発生時等における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成 船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、 航海機器の作動状態の確認、係船索及びいかりの取扱い、 船内の巡回、 船外との通信連

一 貨物の積込み及び取卸しの作業の監督並びにこれに伴うバラストの調整並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成

2 法第二条第三項第二号の機関士の行う機関の運転に関する職務のうち政令で定めるものは、機関及び附属設備(以下「機関等」という。)の作動状態の監視及び点検、 の巡回、機関等の故障発生時等における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。 機関等の操作、 機関区域内

(登録海技免許講習等の登録の有効期間)

第二条 法第十七条の三第一項 (法第十七条の十七及び第十七条の十九において準用する場合を含む。) の政令で定める期間は、三年とする。 (登録海技免状更新講習等に関する読替え)

第三条 法第十七条の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の二第一項及び第二項	前条	第十七条の十六
十七条の二第二項第二号、	第十七条の十一	第十七条の十七において準用する第十七条の十一
第十七条の二第二項第三号及び第三項第三号	登録海技免許講習の	登録海技免状更新講習の
第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四(見出しを含む。)	、登録海技免許講習事務	登録海技免状更新講習事務
十七条の七(見出しを含む。)、第十七条の十から第十七条の十二寸	<u> </u>	
の十三第一項並びに第十七条の十四		
第十七条の二第三項	登録海技免許講習登録簿	登録海技免状更新講習登録簿
第十七条の二第三項第二号	登録海技免許講習を	登録海技免状更新講習を
第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一	_	登録海技免状更新講習実施機関
条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七		
-四		
第十七条の三第二項	前二条	第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第十七条の十七において準用する第十七条の二第一項
第十七条の五	まで第三項第二号から第五号	第十七条の十七において準用する第十七条の二第三項第二号から第五号まで
第十七条の六(見出しを含む。)	登録海技免許講習事務規程	登録海技免状更新講習事務規程
第十七条の六第一項	免許講習事	登録海技免状更新講習事務の
第十七条の十	第十七条の四	第十七条の十七において準用する第十七条の四
第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第七条の二第三項第三号
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第十七条の十七において準用する第十七条の二第二項第一号又は第三号
第十七条の十一第二号	第十七条の五から第十七条の七まで、	第十七条の十七において準用する第十七条の五から第十七条の七まで、第十七
	の八第一項又は次条	
第十七条の十一第三号	第十七条の八第二項各号	第十七条の十七において準用する第十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号	前二条	第十七条の十七において準用する第十七条の九及び第十七条の十
第十七条の十四(見出しを含む。)及び第十七条の十五第五号	海技免許講習の	海技免状更新講習の
第十七条の十四及び第十七条の十五第三号	第十七条の七	第十七条の十七において準用する第十七条の七
第十七条の十五第二号	第十七条の五	第十七条の十七において準用する第十七条の五
	前条	第十七条の十七において準用する第十七条の十四
一(茶录号的裁引、委公司受管工局)、心克特之)		

(登録船舶職員養成施設等に関する読替え)

第四条 法第十七条の十九の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定 ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の二第一項及び第二項 :	前条	第十七条の十八
	海技免許講習が	船舶職員養成施設における船舶職員の養成が
第十七条の二第二項第二号及び第十七条の十五第四号	第十七条の十一	第十七条の十九において準用する第十七条の十一
	登録海技免許講習の実施	員養成施設における船舶職員の養
及び第三項第四号、第十七条の四(見出	登録海技免許講習事務	員養成事務
第十七条の七(見出しを含む。)、第十七条の十から第		
まで並びに第十七条の十三第一項		
第十七条の二第三項	登録海技免許講習登録簿	登録船舶職員養成施設登録簿
第十七条の二第三項第二号及び第十七条の十	登録海技免許講習を	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を
第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七	登録海技免許講習実施機関	職員
の十三第一頃、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第十七条		
の二第三項第三号	登録海技免許講習	登録船舶職員養成施設
第十七条の三第二項 )	前二条	第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第十七条の十九において準用する第十七条の二第一項
男十七条の五 	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第十七条の十九において準用する第十七条の二第三項第二号から第五号まで
第十七条の六(見出しを含む。)	登録海技免許講習事務規程	登録船舶職員養成事務規程
第十七条の六第一項	登録海技免許講習事務の	職
<b>第十七条の六第二項</b>	登録海技免許講習の実施方法、登録海技免	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成の方法、登録船舶職員養成施設におけ
	許講習	
第十七条の八第二項	登録海技免許講習を受講しようとする者	登録船舶職員養成施設における教育を受けようとする者
第十七条の十 になっている こうしゅうしゅうしゅうしゅうしゅう	第十七条の四	の十九に
第十七条の十一並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第十三条の二第一項
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第十七条の十九において準用する第十七条の二第二項第一号又は第三号
第十七条の十一第二号 にある こうしゅうしゅう こうしゅうしゅう	第十七条の五から第十七条の七まで、第十	第十第十七条の十九において準用する第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八
	七条の八第一項又は次条	第
第十七条の十一第三号	第十七条の八第二項各号	第十七条の十九において準用する第十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号 ()	前二条	第十七条の十九において準用する第十七条の九及び第十七条の十
第十七条の十五第二号 に	第十七条の五	第十七条の十九において準用する第十七条の五
第十七条の十五第三号 :	第十七条の七	第十七条の十九において準用する第十七条の七
(美) は、と、 (主) と、		

第|第|第|第|第|第|第|の条第|第|第|十し第|第|第|第|法|

(乗組み基準)

第第第第

第第第第第

舶職員として、配乗表の資格の欄に定める資格(その資格が別表第一第三号の表の船橋当直三級海技士(航海)又は機関当直三級海技士(機関)である場合にあつては、三級海技士(航海)又は第五条 法第十八条第一項の乗組み基準は、別表第一各号の表(以下「配乗表」という。)の船舶の欄に掲げる船舶(小型船舶以外の船舶に限る。)の区分に応じ、配乗表の船舶職員の欄に定める船 三級海技士 (機関)の資格を含む。)又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗り組ませることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによ

- 履歴限定をした海技免許を受けた者については、その限定をされた職の船舶職員としてでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。
- 欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。 船橋当直限定又は機関当直限定をした三級海技士 (航海) 又は三級海技士 (機関)の資格についての海技免許を受けた者については、 別表第一第三号の表の運航士以外の配乗表の船舶職員
- るときでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。 機関限定をした海技免許を受けた者については、その船舶がその限定をされた種類の機関を有するときでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。 船舶の設備その他の事項についての限定をした海技免許を受けた者については、その船舶がその限定をされた設備を有するときその他その船舶の航行がその限定をされたところに適合してい
- 2 ねる船舶職員として乗り組ませることができる。船舶職員の欄に定める船舶職員(以下「船長等」という。)として乗り組むことができる者であるときは、その者については、その有する資格に応じ、通信長の職と船長等の職のうち一の職とを兼 前項の場合において、別表第一第五号の表の船舶職員の欄に定める船舶職員(以下この項において「通信長」という。)として乗り組むことができる者が、別表第一第一号から第三号までの表の

第六条 法第二十三条の十五第一項の政令で定める期間は、五年とする。(指定試験機関の指定の有効期間)

第七条 法第二十三条の二十七第一項の政令で定める期間は、三年とする。(登録特定操縦免許講習機関の登録の有効期間)

(登録特定操縦免許講習機関等に関する読替え)

第八条 法第二十三条の二十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

賃/多   沿貨に一三多の二一人の共気による主統自言権之に一次の気のとおいるでは	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の二十六第一項
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第二十三条の二十六第三項第二号から第四号まで
第十七条の六(見出しを含む。)	登録海技免許講習事務規程	特定操縦免許講習事務規程
第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第二十三条の二十五
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第二十三条の二十六第二項第一号、第三号又は第四号
(登録小型船舶教習所等の登録の有効期間)		

第九条 法第二十三条の三十一第一項(法第二十三条の三十四において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(登録小型船舶教習所等に関する読替え)

第十条 法第二十三条の三十二の規定による技術的読替えは、	育えは、次の表のとおりとする。	
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の三十第一項
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第二十三条の三十第三項第二号から第五号まで
第十七条の六(見出しを含む。)	登録海技免許講習事務規程	登録小型船舶教習事務規程
第十七条の六第二項	登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習登録	小型船舶教
		船舶操縦者の教習
第十七条の八第二項	登録海技免許講習を受講しようとする者	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を受けようとする者
第十七条の十	登録海技免許講習を	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を
第十七条の十一並びに第十七条の十五第一号及び第四第四条第	二項	第二十三条の十第一項
号		
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第二十三条の三十第二項第一号又は第三号
(登録操縦免許証更新講習等に関する読替え)		

第十一条 法第二十三条の三十四の規定による技術的読替えは	<b>曾えは、次の表のとおりとする。</b>	
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の三十四において準用する第二十三条の三十第一項
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	まで第二十三条の三十四において準用する第二十三条の三十第三項第二号から第五号
第十七条の六(見出しを含む。)	登録海技免許講習事務規程	登録操縦免許証更新講習事務規程
一号及び第四号第十七条の十四並びに第十七条の十五第第四条第	2第四条第二項	第二十三条の十一において準用する第七条の二第三項第三号
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第二十三条の三十四において準用する第二十三条の三十第二項第一号又は第三号
五号 第十七条の十四(見出しを含む。)及び第十七条の十五第海技免許講習の	海技免許講習の	操縦免許証更新講習の
第二十三条の三十第一項	前条の規定	条第二項において準用する第二十三条の三十三の規定第二十三条の三十三の規定及び第二十三条の三十四において読み替えて準用する次
第二十三条の三十第二項第二号	第二十三条の三十二	第二十三条の三十四
第二十三条の三十第二項第三号	る事務(以下「登録小型船舶教習事務」という。)登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習に関す登	9 登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務
第二十三条の三十第三項	登録小型船舶教習所登録簿	登録操縦免許証更新講習登録簿

コーニをフニー等三頁等	最下型台自攻署斤口のようト型台自桑産争つ攻署	
第二十三条の三十第三項第二長	者(以下「登録小型船舶教習実施機関」という。) 登録小型船舶券習所においる小型船舶接線者の参習を行う	一条銭換紙名書記更衆講習を行う者
第二十三条の三十第三項第三号	登録小型船舶教習所	登録操縦免許証更新講習
第二十三条の三十第三項第四号	登録小型船舶教習事務	登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務
第二十三条の三十一第二項	前二条	第二十三条の三十三
7 7		

#### (乗船基準)

**第十二条** 法第二十三条の三十五第一項の乗船基準は、別表第二の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格に係る操縦免許を受けた者を当該小型船 - 次の各号に掲げる者を小型船舶操縦者として乗船させる場合における法第二十三条の三十五第一項の乗船基準は、前項に定めるもののほか、当該各号に定めるとおりとする。舶に小型船舶操縦者として乗船させることとする。ただし、当該小型船舶が事業用小型船舶である場合にあつては、その操縦免許は、特定操縦免許でなければならない。

- 小型船舶の設備その他の事項についての限定をした操縦免許を受けた者 技能限定をした操縦免許を受けた者 その乗船する小型船舶がその限定をされた区域のみを航行し、その限定をされた大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するもので その乗船する小型船舶がその限定をされた小型船舶の設備を有するものであることその他その限定をされたところに
- 履歴限定をした特定操縦免許を受けた者。その乗船する事業用小型船舶がその限定をされた区域のみを航行するものであること。

(法第二十三条の三十九第一項の政令で定める小型船舶及び基準)

適合して航行するものであること

一 機関長を乗船させる必要がある小型船舶 帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するもの第十三条 法第二十三条の三十九第一項の政令で定める小型船舶は、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定める小型船舶とする

通信長を乗船させる必要がある小型船舶 次のイ又はロに掲げる小型船舶

- 別表第一の配乗表の適用に関する通則4に規定する無線電信等を有する小型船舶であつて旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。別表第一の配乗表の適用に関する通則3に規定する無線電信設備を有する小型船舶(ロに掲げる小型船舶を除く。) 次のいずれにも該当しないもの 別表第一において同じ。) に該当するもののう
- 次項第二号ロに定める資格又はこれより上級の資格に係る海技免状を受有している者が、 国際航海(一国の港と他の国の港との間の航海をいう。次項第二号イの表及び別表第一において同じ。)に従事しない小型船舶であつて国土交通省令で定める区域のみを航行するもの 小型船舶操縦者又は機関長として乗船する小型船舶

2

- 前項第一号に掲げる小型船舶(六級海技士(機関)の資格又はこれより上級の資格に係る海技免許を受けた者を当該小型船舶に機関長として乗船させること、法第二十三条の三十九第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 長として乗船させること 前項第二号に掲げる小型船舶前項第一号に掲げる小型船舶 次のイ又は口に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれイ若しくは口に定める資格又はこれらより上級の資格に係る海技免許を受けた者を当該小型船舶に通

信

前項第二号イに掲げる小型船舶 次の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、 それぞれ同表の資格の欄に定める資格

電気通信業務を取り扱うもの	同じ。)を取り扱わないもの	漁船である小型船舶  電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号に規定する電気通信業務をいう。以下この表及び別表第一において	遠洋区域を航行区域とするもの	国際航海に従事するもの  沿海区域又は近海区域を航行区域とするもの	漁船以外の小型船舶 国際航海に従事しないもの	小型船舶 ————————————————————————————————————	- 主命語・ 1 名前・ 2 記分分 - 2 できかい 2 記分が 1 名前・ 2 でき 2 一名できる マネーター・ 3 できる
二級海技士(通信)		三級海技士(通信)	一級海技士(通信)	二級海技士(通信)	二級海技士 (通信)	資格	

### 口 前項第二号ロに掲げる小型船 別表第一第五号 (一) の 表の船舶の欄に掲げる船舶 (小型船舶に限る。) の区分に応じ、 それぞれ同表の資格の欄に定める資格

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この政令は、 船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律 (昭和五十七年法律第三十九号。 以下 「改正法」という。) の施行の日 (昭和五十八年四月三十日。 以下「施行日」という。) から施行す

### (乗組み基準に関する経過措置)

2

欄に掲げる資格をそれぞれ同表の下欄に定める資格に読み替えるものとする。 第二条に規定する乗組み基準によらないで、改正法第二条の規定による改正前の法 る定め(以下「旧乗組み基準」という。)によることができる。この場合において、 第四十号。以下「トン数法」という。)附則第三条第一項に規定する特定修繕が行われた船舶その他の運輸省令で定める船舶を除く。)については、施行日から起算して十年を経過する日までの間、 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(別表の配乗表の適用に関する通則3及び6から8までに定める船舶並びに施行日以後に船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律 旧職員法別表第一から別表第四までの表の資格の欄に定める資格については、改正法附則第四条第一項の表の上 (以下この項において「旧職員法」という。) 第十八条に規定する船舶職員として船舶に乗り組ますべき者に関す

- 3 別表第一」と読み替えるものとする。 並びに同条第二号中「別表第四号の表の運航士以外の配乗表」とあるのは、「船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第三十九号)第二条の規定による改正前の船舶職員法 第二条ただし書の規定は、前項の規定により同項に規定する船舶について旧乗組み基準による場合について準用する。この場合において、同条第一号、第三号及び第四号中「配乗表」とあり、
- による当該免許を受けた者に係る就業範囲とする。 前項前段に規定する場合においては、施行日後に法第五条第一項に規定する資格に係る免許を受けた者(改正法附則第七条第一項の規定により免許を受けた者を除く。)の就業範囲は、 法の規定
- 関する基準によるものとする。 び附則第二項の規定にかかわらず、第二条に規定する乗組み基準のほか旧乗組み基準における乗り組ますべき船舶職員の数を勘案して運輸省令で定める船舶職員として船舶に乗り組ますべき者に船舶の用途、航海の態様、機関等の設備の状況その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して運輸省令で定める船舶については、施行日から起算して十年を経過する日までの間、第二条及
- るときでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませてはならず、及び乗り組んではならないものとする。 なされたものに関する法第十八条及び第二十一条の規定の適用については、その船舶がその限定をされた総トン数(別表の配乗表の適用に関する通則9に定める総トン数をいう。)未満のものであ船舶職員法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第三号)附則第四条第一項の規定により免許を受けた者であつて同条第二項の規定によりその免許につき船舶の総トン数についての限定が

#### 則 (昭和五九年六月六日政令第一七六号) 抄

施行期日)

第 一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

#### (施行期日) 則 (昭和六〇年三月一五日政令第三一号) 抄

条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。 則 (昭和六一年一月二一日政令第六号)

第

### この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。 (昭和六三年一一月二五日政令第三三〇号)

この政令は、昭和六十三年十二月一日から施行する。

### 附 則 (平成三年八月二八日政令第二七四号)

この政令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)の施行の日(平成四年二月一日)から施行する。

#### 則 (平成五年一月五日政令第三号)

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

# 附 則 (平成一〇年七月一〇日政令第二五一号)

- 2 条中船舶職員法施行令第一条の二及び別表の改正規定並びに第二条の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十一年五月二十日)から施行する。 この政令は、船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成十年法律第六十九号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十一年二月一日)から施行する。 この政令(前項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 ただし、 第

# (平成一二年六月七日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

### 則 (平成一四年一一月二七日政令第三四五号)

(施行期日)

(罰則に関する経過措置)

第 一条 この政令は、船舶職員法の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年六月一日)から施行する。

なお従前の例による

## 第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (平成一五年一二月一〇日政令第四九六号)

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

#### 則 (平成一七年二月二日政令第一四号)

(施行期日)

## この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

2 罰則に関する経過措置

## この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (平成三〇年七月二五日政令第二一九号)

この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成三十年八月一 旦

から施行する。

## (令和五年一一月二四日政令第三三四号)

配 |乗表の適用に関する通則

- 2及び5から8までに定める船舶以外の船舶については、第一号の表及び第二号の表を適用する。
- の表又は(四)の表を適用する。 法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶(7及び8に定める船舶を除く。) については、 国土交通省令で定めるところにより、第三号(一)の表、 の表、  $\equiv$
- 3 有する船舶(4に定める船舶を除く。)であつて1又は2に定めるものについては、第四号の表を適用する。 八年法律第十一号)第四条第二項(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定による無線電話 無線電信設備(モールス符号を送り、若しくは受ける無線電信又は船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)第一条の規定による改正前の船舶安全法 (国際航海に従事する船舶に施設するものに限る。) をいう。) 昭 を和
- 4 に定める船舶に限る。)であつて次に掲げるものについては、第五号の表を適用する。 船舶安全法第四条第一項(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定による無線電信又は無線電話(以下「無線電信等」という。)を有する船舶 (1又は2

旅客船(国際航海に従事しない旅客船であつてA1水域又はA2水域のみを航行するものを除く。)

域のみを航行するもの及び国際航海に従事しないものを除く。) 旅客船及び漁船(国土交通省令で定めるものを除く。以下この4及び第五号の表において同じ。)以外の船舶(国際航海に従事する総トン数三百トン未満の船舶であつてA1水域又はA2水

漁船(A1水域又はA2水域のみを航行するものを除く。)

6 5 船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書の交付を受けていない船舶 (6から8までに定める船舶を除く。) については、第六号の表を適用する。

試運転を行う船舶については、第七号の表を適用する。

7 航行の用に供されない船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、第八号の表を適用する

8 引かれて航行する船舶については、第九号の表を適用する。

この表(第四号の表を除く。)において「総トン数」とは、次のイからニまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める総トン数とする。

トン数法第四条第一項の国際総トン数

- イに定める日本船舶以外の日本船舶(ハに定めるものを除く。) トン数法第五条第一項の総トン数 トン数法第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶
- イに定める日本船舶以外の日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの 同項本文の規定による総トン数
- 日本船舶以外の船舶 国土交通省令で定める総トン数
- この表において「出力」とは、その船舶の推進機関の連続最大出力をいう。

1

この表において「丙区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線により囲まれた水域をいう。

北緯四十八度東経百五十三度の地点

- 北緯四十四度東経百五十三度の地点
- 北緯三十九度東経百四十五度三十分の地点
- 北緯二十三度三十分東経百四十五度三十分の地点
- 北緯二十三度三十分東経百三十九度の地点

ホ

- 北緯三十度東経百三十九度の地点
- 北緯三十度東経百三十四度三十分の地点
- チ 北 北緯二十三度東経百三十四度三十分の地点 緯二十一度東経百二十一度の地点
- ルヌリ
  - 北緯二十八度東経百二十一度の地点
- 北緯二十八度東経百二十四度三十分の地点
- ヲ 北緯三十四度東経百二十四度三十分の地点
- ワ 北緯四十度東経百三十度の地点
- 力 北緯四十一 度東経百三十五度の地点
- 北緯四十三度東経百三十五度の地点
- 北緯四十八度東経百三十九度三十分の地点
- 13 この表において「甲区域」とは、丙区域及び乙区域以外の水域をいう。 この表において「乙区域」とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた水域であつて丙区域以外のものをいう。
- 1 この表において「A1水域」、「A2水域」、「A3水域」又は「A4水域」とは、 それぞれ船舶安全法第二十九条ノ三第一項の規定に基づく国土交通省令に規定するA1水域、 A2水域、

A 3

甲板部			
<b>舟</b> 台		船舶職員	
- 平水区域を航行区域とする船舶	総トン数二百トン以上千六百トン未満のもの総トン数二百トン未満のもの	沿船長長	五級毎支上 (抗毎) 六級海技士 (航海)
	トン以上のもの	船長	
		一等航海士	
沿海区域を航行区域とする船舶及び丙区域内において従業する漁船	総トン数二百トン未満のもの	船長	
	総トン数二百トン以上五百トン未満のもの	船長	
		一等航海士	
	総トン数五百トン以上五千トン未満のもの	船長	
		一等航海士	
	総トン数五千トン以上のもの	船長	三級海技士(航海)
		一等航海士	
近海区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定める区域のみを航行するもの	総トン数二百トン未満のもの	船長	
	総トン数二百トン以上五百トン未満のもの	船長	
		一等航海士	
	総トン数五百トン以上五千トン未満のもの	船長	
		一等航海士	五級海技士 (航海)
		二等航海士	
	総トン数五千トン以上のもの	船長	
		一等航海士	四級海技士 (航海)
		二等航海士	
	※・/女二百・/人二三百・/ 長帯の 50 糸一こ数二百一こラ清のすの	沿長士	国及毐支士 (亢毐) 三糸汽士 (舟汽)
		一等航海士	五級海技士 (航海)
	総トン数五百トン以上千六百トン未満のもの	船長	三級海技士(航海)
		一等航海士	四級海技士(航海)
		二等航海士	五級海技士 (航海)
	総トン数千六百トン以上五千トン未満のもの	船長	三級海技士 (航海)
		一等航海士	四級海技士 (航海)
		二等航海士	五級海技士 (航海)
		三等航海士	
	総トン数五千トン以上のもの	船長	一級海技士 (航海)
		一等航海士	
		二等航海士	
		三等航海士	五級海技士 (航海)
遠洋区域を航行区域とする船舶及び甲区域内において従業する漁船	総トン数二百トン未満のもの	船長	
		一等航海士	
	総トン数二百トン以上五百トン未満のもの	船長	
		一等航海士	
		二等航海士	
	総トン数五百トン以上千六百トン未満のもの	船長	
		一等航海士	三級海技士(航海)
		二等航海士	四級海技士(航海)

出力六千キロワット以上の推進機関を有するもの	出力三千キロワット以上六千キロワット未満の推進機関を有するもの	ロワット以上三千キロワッワット以上三千キロワッ	出力が千キロワット以上の推進機	、ツト以上六千キロワット未満の推進機関を有するも ト以上六千キロワット未満の推進機関を有するも	関を有するもの埋進機関を有するものとなって、大満の推進機関を有するものがある。	出力三千キロワット以上の推進機関を有するもの	総別な	
三等機関士			二等機関士		の する - 機一機機	<ul><li>を有するもの 機関長</li><li>船舶職員</li></ul>	三等航海士	
関土     五級海技士(機関)       関土     四級海技士(機関)       関土     三級海技士(機関)	五級海技士 三級海技士	五 四 三 五 級 海 海 接 技 技 技 土 土 土 土 土 土 土	関土	関土     五級海技士       五級海技士     五級海技士       五級海技士     五級海技士	関土     関土       四級海技士       五級海技士       四級海技士       一級海技士	関 士 	- 三級海技士 (航海) - 三級海技士 (航海) - 三級海技士 (航海)	四級海技士 三級海技士

と読み運	海	i ii	E :	軍	凈	审	_	潘	審	番	潘	演	<sup>提</sup>		) ( )	雷	軍	_	潘	审	审	備							法第一	船舶	4 の表におい に 記 が ま が ま が ま が ま が ま が お り お り お り お り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り	運航士	運航士		道舟 🗆
と読み替えることができる。	運航士 (二号職務)	-		- 1	<b>逆航士(一号職務)</b>	運航士 (一号職務)		運航士 (二号職務)	±			運航士 (三号職務)	追射士 (二号曜系)	- 1			運航士 (三号職務)	ح	運航士 (三号職務)		運航士 (三号職務)	考							法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶		」と読み替えることができる。 運航士(一号職務)とは、法第 の表において同じ。)	(二号職務)	(二号職務)	(一号職務)	(一) 用矛/
																		J				. J							土交通省令で定める		法第二条第三項第一号に掲げる職務を行う運航士をい				
								機関当直三級海技士	機関当直三級海技士	船橋当直三級海技士	船橋当直三級海技士	船橋当直三級海技士		幾間首正言	船橋当直三級海技士	船橋当直三級毎技士	船橋当直三級海技士	あ	船橋当直三級海技士	船橋当直三級海技士	船橋当直三	0							る基準に適合する		に掲げる職務を				
								級海技士 (機関)			l .	級海技士 (航海)	叙落打士(楼段)	- 1		- 1	級海技士(航海)					表の							合船舶		行う運航士をい	機	機	船	1 1
機関当直三級海技士	機関当直三級海技士	機関当直三総治も古		船喬当直三級	船橋当直三級	船橋当直三級海技士	Σ.					!) 及び機関当直三級海技士					() 及び機関当直三級海技士	る	<ul><li>労び機関当直三級海技士</li></ul>		2) 及び機関当直三級海技士	適	運航士	運航士	運航士	一等機関士	機関長	一等航海士	船長	船舶職員	い、運航士(二号	関当直三級海技-	機関当直三級海技士	船橋当直三級海技士	<b>计</b> 材
(海技士 (機関) (海技士 (機関)	(海技士 (機関)		《母女二(幾号)	(海技士 (抗毎)	《海技士 (航海)	版海技士 (航海)						三級海技士(機関)				- 1	三級海技士(機関)					用	(三号職務)	(三号職務)	運航士 (三号職務)	士		主		(	(二号職務) とは、同		士 (機関)		
												)				<b>対</b>	)	の	関)	関)	関)	に	船橋当直三級海技士	船橋当直三級海技士	船橋当直三級海技士		一級海技士(		一級海技士(	資格	『項第二号に掲げ				
																						つ	(航海)	(航海)	(航海)	(機関)	(機関)	(航海)	(航海)		項第二号に掲げる職務を行う運航士をいう。				
																		は				いて	及び機関当直三級海技士	及び機関当直三級海技士	及び機関当直三温						航士をいう。((二)				
																						は	級海技士 (機関)		級海技士 (機関)						二)の表、(三)				
							_ 12											`				`	)	-	-						の表及び(四)				

1条第三項に規定する国土交通名令で定める基準に適合する船舶	_	運航士	運航士	機関長	運航士	2 1 運航 士	带				法	船	(四) ー と					_				_			備						法	角角
一級無技士(航海) 及び機関当直三級海技士(機関)   一級海技士(航海) 及び機関当直三級海技士(機関)   一級海技士(機関)   一級海技士(航海) 及び機関当直三級海技士(機関)   一級海技士(機関)   一級海技士(税) 及び機関当直三級海技士(機関)   一級海技士(税) 及び機関当直三級海技士(税)   一級海技士(税)   一級海技士(利)   一級海社(利)   一級海社(利)   一級海社(利)   一級海社(利)   一級海技士(利)   一級海社(利)   一級海社(利)	٤			1	_	(四号職務) とは、					第二条第三項に規定する国土交通省令	拍	読み替えることができる。	1	<u></u>		$\widehat{}$			_		٤	士	土							1第二条第三項に規定する国土交通省令	· 并
一級海技士 (機関)   一級海技士 (航海)   一級海技士 (航海)   一級海技士 (機関)   正級海技士 (機関)   上級海技士 (税) 及び機関当直三級海技士 (機関)   上級海技士 (税) 及び機関当直三級海技士 (税)   上級海技士 (税) 及び税   上級海技士 (税) 及び税   上级海技士 (税) 上级海社	あ	(航海)	及び船橋	(機関)	(航海)	表      表   の   表   の   表   の   表   の   表   の   表   の   の					で定める基準に適合する船舶									1	1 1	あ	船橋当直三級海技士	1 1							で定める基準に適合する船舶	-
一級海技士 (航海)   一級海技士 (航海)   日三級海技士 (機関)   日本海技士 (税用)   日本海技士 (利本	ろ	及び機関当直	当直三級海技		当直三級海技	適、								機関	機関	船橋	船橋		(機関)	(航海)	1 1			1 1	Ø							
一級海技士(航海)   一級海技士(航海)   一級海技士(航海)   一級海技士(航海)   一級海技士(航海)   一級海技士(航海) 及び機関当直三級海技士(航海) 及び機関当直三級海技士(航海) 及び機関当直三級海技士(航海) なび船橋当直三級海技士(機関) なび船橋当直三級海技士(地海) なび船(地海) などのはいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる	<i>a</i>		(航海)		士	(五号職務) とは、	- 1	1 1	I I	(四号職	船長	船舶職員						又				<u>る</u>	1	1 1				一等機関士	機関長	一等航海士	船長	<b></b>
	Ø					にの現ま五号に掲げる職	船橋当直三級海技	二級海技士(機関	一級海技士(機関	二級海技士(航海	海技士	資格					2)				機関)	Ø	機関)	機関)		船橋当直三級海技	船橋当直三級海技	二級海技士(機関	一級海技士(機関	二級海技士(航海		1
	は					務を行う運航士をいう。	(航海)	及び船橋		及び機関当直三級海技士												は			V	(航海)	(航海)					
	は、						(航海)及び機関当直三級海技士	及び船橋		及び機関当直三級海技士												は、			τ	(航海) 及び機関当直三級海技士	(航海)及び機関当直三級海技士					

丘毎玄或又は遠羊玄或を坑亍玄或とするもの
平水区域又は沿海区域を航行区域とするもの
機関当直三級海技士(機関)
船橋当直三級海技士(航海)
級海技士(機関)及び船橋当直三級海技士(航海) 
- 1
二級海技士(航海)
又
機関当直三級海技士(機関)
船橋当直三級海技士(航海)
級海技士(機関)
二級海技士(航海)及び機関当直三級海技士(機関)
楼局当面三彩著书士(楼局)
(坑) 女が幾間台亘三及再支二及び船橋当直三級海技士 (航海)
(機関)
(士(航海)
船橋当直三級海技士(航海)
1
二級海技士(機関)
(士(機関)
二級海技士(航海)及び機関当直三級海技士(機関)
- 1
椒海技士(航海)
二級海技士(機関)及び船橋当直三級海技士(航海)
(機関)
二級海技士(航海)及び機関当直三級海技士(機関)

の表及び(三)の表にお	5° ((=)	て講じるものをいう。	つて、無線電信等につい		I	船舶   一船舶   一条の船上保守」とは、船舶   一条の船上保守」とは、船舶   一条の船を   一条の船上保守」とは、船舶   一条の船上保守」とは、船舶
の表及び(三)		じるものをい	つて、無線電信等につい	土交通省令の規定による船上保守てあ	I	外の船舶とは、
の表及び(三)		じるものをい	つて、無線電信等につい	土交通省令の規定による船上保守てあ	Į	とは、
				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	沿拍安全去第二十八条第一頁の規定こ基づく国	
級海技士 (電子通信)	一級海	通信長	船上保守を行うもの	無線電信等の船上		S
_	三級海技士	通信長	無線電信等の船上保守を行わないもの	0	A3水域又はA4水域を航行するも	
1 _	二級海	通信長	工保守を行うもの			
	三級海技士	通信長	-保守を行わないもの	:するもの 無線電信等の船上保守を行わない	A1水域又はA2水域のみを航行す	国際航海に従事する旅客船
技士 (電子通信)	二級海	通信長			線電信等の船上保守を	
技士 (電子通信)	三級海技士	通信長			船上保守を行わな	国際航海に従事しない旅客船
	資格	船舶職員				
		-				(一) 旅客船
						無線部
(通信)		一級				総トン数千六百トン以上の漁船
(通信)		二級	通信長		ン未満の漁船	総トン数五百トン以上千六百トン
(通信)		二級	通信長	を取り扱うもの	電気通信業務を取り	
(通信)	三級海技士(通	三級	通信長	を取り扱わないもの	電気通信業務を取り	総トン数五百トン未満の漁船
		資格	船舶職員			船舶
						(三) 漁船
一級海技士(通信)	通信長	通		遠洋区域を航行区域とするもの		
一級海技士(通信)	通信長		総トン数五千トン以上のもの			
	信長		総トン数五千トン未満のもの	近海区域を航行区域とするもの		
	通信長	通		沿海区域を航行区域とするもの	もの	する船舶であ
二級海技士(通信)	信長				つて旅客船及び漁船以外のもの	航海に従事しない船舶であ
資格	舶職員	船				船舶
					船舶国土交通省令で定める総トン数	旅客船及
		Ů	表及び(三)の表において同じ。)	による総トン数とする。((二)の	定の適用があるもの五条第一項の総トン数、それぞれイからハま	船船は 舶舶、
二級海技士	三等通信士					
二級海技士	二等通信士					
一級海技士	通信長		0	旅客定員が二百五十人を超えるも		
	二等通信士					
	通信長	上のもの	であつて総トン数五百トン以上のもの	旅客定員が二百五十人以下の船舶で		
一	追信長	清のもの(返	限る。)	洋区域を航行区域とするものに限1が容気員が二百五十月以下の船舶で		
- 1	Al der act		る。)	とするも		
	通信長	満のもの(近	であつて総トン数五百トン未満のもの	人以下の船舶	近海区域又は遠洋区域を航行区域とするもの	
<ul><li>一級海技士(通信)</li></ul>	通信長	のもの	の又は総トン数五百トン以上のもの	旅客定員が二百五十人を超えるもの		
	通信長	清のもの	7		沿海 区域を 射行 区域とする 	国際航海に従事ででが発射   シ

インマルサット無線設備を有する漁船   無線電信等の1 重化に限る。							É	川いれて亢テトる沿自
大学の中央の大無線設備を有する漁船   無線電信等の二重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。) を行っているもの又は無線電信等の「重化にマルサット無線設備を有する漁船   無線電信等の一重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。) を行っているもの又は無線電信等の「重化」とは、無線電信等の「重化」とは、それぞれ船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通を合の規定とおった。   大学の大サット無線設備を有する船舶   上は、それぞれ船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通を合の規定による。   大学の大サット無線設備を有する船舶   上は、それぞれ船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通を合の規定による。   大学の大サット無線設備を有する船舶   大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	四級		六級海技士 (機関)、	(航海)、	船長	工交通省令で定めるもの	船舶	航行の用に供されな
インマルサット無線設備を有する漁船					職			船舶
マンマルサット無線設備を有する漁船						土交通省令で定めるもの	い船舶であつて国土	航行の用に供されな
インマルサット無線設備を有する漁船	— 纲	機関長	ţu.			月する船舶	・以上の推進機関を有	出力六千キロワット
インマルサット無線設備を有する漁船	三級	機関長	ماييل			進機関を有する船	以上六千キロワット	出力三千キロワット
インマルサット無線設備を有する漁船	四級	機関長	Įu.		舟白	ット未満の推進機関を有する船	ト以上三千キロワッ	出力千五百キロワッ
インマルサット無線設備を有する漁船	五級	機関長	Trux		船	ロワット未満の推進機関を有す!	ット以上千五百キロ	出力七百五十キロワ
インマルサット無線設備を有する漁船	六級	機関長	Tron.				ット未満の推進機関	出力七百五十キロワ
インマルサット無線設備を有する漁船 無線電信等の二重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。)を行つているもの又は無線電信等の二重化(インマルサット無線設備の二重化を除く。)を行つているもの又は無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の船上保守を行うもの   を行うないもの   無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うないもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の路上保守を行うもの   無線電信等の船上保守を行うないもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の船上保守を行うないもの   無線電信等の上保守を行うないもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うないもの   無線電信等の上保守を行うもの   無線電信等の上保守を行うないもの   を行うないもの   を行るないもの   を行うないもの   を行るないもの   を行うないもの   を行るないもの   を行うないもの   を行うないもの   を行うないもの   を行うないもの   を行るないもの   を行うないもの   を行うないもの   を行うないもの   を行うないもの   を行うないもの   を行うないもの   を行るないもの   を行うないるの   を行るないるの   を行るないるの   を行るないるの   を行うないるの	資格		60					船舶
インマルサット無線設備を有する漁船								機関部
インマルサット無線設備を有する漁船	航海	士	等航海					
インマルサット無線設備を有する漁船	航海	- 1	船長			,	上の船舶	ン数五千ト
インマルサット無線設備を有する漁船	航海		船長力			7)沿船	以上五千トン未満の	ン数千六百
(インマルサット無線設備を有する漁船   無線電信等のに重化(インマルサット無線設備の二重化を除く。)を行っているもの又は無線電信等の指上保守を行うもの   (インマルサット無線設備を有しない漁船   無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の二重化   とは、無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の二重化   とは、無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の二重化   とは、無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の上重化   とは、無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の上重化   とは、無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の二重化   とは、無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の上重化   とは、無線電信等の船上保守を行うもの   無線電信等の二重化   とは、たれぞれ船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による記憶を主要を注意が表第一項の船舶   上による記憶を主要を注意が表第一項の船舶   上による記憶を主要を注意が表第一項の船舶   上による記憶を主要を注意が表第一項の船舶   という。)について必要とされい船舶   とい数に正すと、大き店の店前   とは、それぞれ船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による記憶を主要が表第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による記憶を主要が表第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による記憶を主要が表第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による記憶を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	( ) 新海	- 1	船長			の沿泊 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上千六百トン未満の製造工工百十ン末満の製	ン数五百トン数二百ト
インマルサット無線設備を有する漁船	前無海		船長 長					総トン数二百トン未
インマルサット無線設備を有する漁船	1		船舶職員				)	
インマルサット無線設備を有する漁船								甲板部を行ぶ船船
インマルサット無線設備を有する漁船 無線電信等の二重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。)を行つているもの又は無線電信等の出土保守を行うもの 無線電信等の二重化」とは、無線電信等の船上保守を行うもの 無線電信等の二重化」とは、無線電信等の船上保守を行うもの 無線電信等のの上重化」とは、無線電信等の船上保守を行うもの 無線電信等のの上重化」とは、無線電信等の船上保守を行うもの 無線電信等の上重化」とは、無線電信等の船上保守を行うもの 無線電信等の配きとは、それぞれ船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による設備であるものをいう。 無線電信等の配き、それぞれ船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による設備の一重化」とは、無線電信等の配き、それぞれ船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による設備の工業でのからで受けていない船舶 は船職員 とは、それぞれ船舶安全法第九条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による設備の工業を指力条第一項の船舶 当該船舶の航行する区域を航行区域とし、かつ、その総トン数及びその推進機関の出力と同一の総トン数	に定	る資格の欄		める船舶職員	那職員の欄に定	1-	る第	な経験
Aンマルサット無線設備を有する漁船	船舶で		という。) について必要とさ進機関の出力と同一の総トン	表において「特定船舶」の総トン数及びその推	(以下この号のとし、かつ、そ	)出力の推進機関を有する船舶船舶の航行する区域を航行区域と	当	検査証書の交付を船舶安全法第九条第
インマルサット無線設備を有する漁船   無線電信等の二重化(インマルサット無線設備を有する漁船   を行うもの							1 1	船舶
「インマルサット無線設備を有する漁船 無線電信等の出重化(インマルサット無線設備を有する漁船 無線電信等の船上保守を行うもの 無線電信等の出重化(インマルサット無線設備を有しない漁船 無線電信等の船上保守を行うもの 無線設備の二重化を除く。)を行って講じるものをいう。 によ、無線電信等のに重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。)を行ってする によ、無線電信等のに重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。)を行ってする によ、無線電信等のに重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。)を行ってする によい 無線設備を有する漁船 にはいていまい にはいていまい にはいていまい にはいていまい にはいていまい にはいていまい にはいていまい にはいまい にはいていまい にはいていまいではいていまいではいる。	1	てくさったり		一無殺記伽を有って舟れ			1を受けていない船舶1番値の11重付」とに	船舶検査証書の交付
インマルサット無線設備を有する漁船	`	こ、イノマレトソ		、無象受情と言じる公			支前の二重とここは	レイアレナツ、無象などはいまして話しるものをして
インマルサット無線設備を有する漁船	又は	よる設備の二重化マ		十八条第一項の規定に甘	船安全法第二		又 は	、は、は、このでは、の無線電信等の二重化」
(情考)	となっ	(通信業務を行うこ	ロの船舶地対局	十一号) 第六条第一項:	1年法律第百三			畑であるものをいう。 インマルサット無続i
大マルサット無線設備を有する漁船無線電信等の船上保守を行うもの無線電信等の船上保守を行うもの大マルサット無線設備を有しない漁船無線電信等の船上保守を行うもの無線電信等の船上保守を行うもの無線電信等の出重化 (インマルサット無線設備の二重化を除く。)を行つているもの大マルサット無線設備を有しない漁船無線電信等の船上保守を行うもの								有
ンマルサット無線設備を有しない漁船         無線電信等の船上保守を行わないもの           無線電信等の別上保守を行うもの         無線電信等の二重化 (インマルサット無線設備の二重化を除く。)を行つているもの           大マルサット無線設備を有する漁船         無線電信等の二重化 (インマルサット無線設備の二重化を除く。)を行つているもの又は無線電信等の陸上保守とマルサット無線設備の二重化に限る。)を行つているもの又は無線電信等の	通信				うもの	無線電信等の船上保守を行		
無線電信等の船上保守を行うもの無線設備を有する漁船 無線電信等の二重化(インマルサット無線設備の二重化を除く。)を行つているもの無線電信等の二重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。)を行つているもの又は無線電信等の陸上保守	通信				t		設備を有しない漁い	ンマル
無線電信等の二重化(インマルサット無線設備の二重化を除く。)を行つているものを行うものを行うもの無線電信等の二重化(インマルサット無線設備を有する漁船 無線電信等の二重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。)を行つているもの又は無線電信等の陸上保守	通信				うもの	無線電信等の船上保守を行		
サット無線設備を有する漁船 無線電信等の二重化(インマルサット無線設備の二重化に限る。)を行つているもの又は無線電信等の陸上保守	通信		つてい		サット	無線電信等の二重化(イン		
		電信等の陸上保守	を行つているもの		ルサット	イン	設備を有する漁船	サット
								漁船
(三) 漁船		(士 (電子通信)	二級海技	通信長			守を行う船舶	無線電信等の船上保
漁船     通信長		1- (智二) 1- (1)	三糸治井	11 信長			12 12 12 13 13 13	無糸官作舎の舟 一位やでイオブル

引かれて航行する船舶 船長	当該船舶の航行する区域を航行区域とし、かつ、その総トン数と同一の総トン数を有する船舶について必要とされる第一号の表の船舶職員の欄に定める船
別表第二(第十二条関係)	
小型船舶	資格
特殊小型船舶	
沿岸小型船舶	一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士
外洋小型船舶	一級小型船舶操縦士
1   寺朱小型沿伯とは、小型沿伯であつて   備考	その構造その也の事項で関う国土交通省合で定める表準で適合するものをいう。
三 引かれて航行する小型鉛舶であるこ 母船に搭載される小型船舶であるこ 治岸小型船舶とは、特殊小型船舶以外を お岸小型船舶とは、特殊小型船舶以外の おりが かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	三一引かれて航行する小型船舶であつて国土交通省令で定めるもの二一母船に搭載される小型船舶であつて国土交通省令で定めるもの一一近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶以外の小型船舶であつて、沿海区域のうち国土交通省令で定める区域のみを航行するもの沿岸小型船舶とは、特殊小型船舶以外の小型船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。
3 外洋小型船舶とは、特殊小型船舶及び三 引かれて航行する小型船舶であく	>沿岸小型船舶以外の小型船舶をいう。